

吸収合併に関する事後開示事項
(会社法第 801 条第 3 項第 1 号及び会社法施行規則第 200 条に定める書類)

2026 年 10 月 1 日

東京都港区芝五丁目 7 番 1 号
日本電気株式会社
取締役代表執行役社長 森田 隆之

日本電気株式会社（以下「存続会社」といいます。）は、2026 年 7 月 1 日付けで N E C ソリューションイノベータ株式会社（以下「消滅会社」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書（以下「本合併契約」といいます。）に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関し、会社法第 801 条第 1 項に定める事項は以下のとおりです。

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）
2026 年 10 月 1 日
2. 消滅会社における吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過並びに反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）
 - (1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第 784 条の 2）の手続の経過
消滅会社は、存続会社の完全子会社であったため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）の手続の経過
消滅会社は、存続会社の完全子会社であり、また、消滅会社においては、存続会社が会社法第 784 条第 1 項本文に規定する場合における特別支配会社に該当するため、会社法第 785 条第 3 項の規定により、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権者の新株予約権買取請求（会社法 787 条）の手続の経過
消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - (4) 債権者の異議申述（会社法第 789 条）の手続の経過
消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2026 年 8 月 4 日付け官報及び同日付け日刊工業新聞により、その債権者に対して所定の事項を公告しましたが、消滅会社に対し、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 存続会社における合併をやめることの請求に係る手続の経過、並びに反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
 - (1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第 796 条の 2）の手続の経過
本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）の手続の経過
本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。
 - (3) 債権者の異議申述（会社法第 799 条）の手続の経過
存続会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2026 年 8 月 4 日付け官報及び同日付け電子公告により、その債権者に対して所定の事項を公告しましたが、存続会社に対し、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。
4. 吸収合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）
存続会社は、本合併の効力発生日をもって、消滅会社が有する資産、負債その他の権利義務を本合併契約の定めに従って承継しました。
5. 消滅会社が備え置いた本合併に関する事前開示事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）
別紙のとおりです。
6. 吸収合併の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）
2026 年 10 月 14 日までに会社法第 921 条の変更の登記を申請する予定です。
7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）
存続会社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく本合併を行いました。なお、存続会社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に従い、2026 年 8 月 4 日付け電子公告により、その株主に対して所定の事項を公告したところ、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、存続会社の株主 1 名より存続会社に対し、本合併に反対する旨の通知がありました。当該反対通知に係る株式の数は 2,000 株であり、会社法施行規則第 197 条に規定する数を下回ります。

以 上

別紙

吸収合併に関する事前開示事項
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

2026 年 8 月 4 日

東京都江東区新木場一丁目 1 8 番 7 号
NECソリューションイノベータ株式会社
代表取締役執行役員社長 岩井 孝夫

当社は、日本電気株式会社（本店所在地：東京都港区芝五丁目 7 番 1 号。以下「存続会社」といいます。）との間で 2026 年 7 月 1 日付で締結した吸収合併契約書（以下「本合併契約」といいます。）に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は、次のとおりです。

1. 本合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）
別紙のとおりです。
2. 本合併の対価についての定めがないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）
本合併に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。本合併は当社の完全親会社との合併であるため、かかる取扱いは相当であると判断しております。
3. 本合併の対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）
該当事項はありません。
4. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）
該当事項はありません。
5. 存続会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項第 1 号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

①存続会社は、2025 年 10 月 29 日開催の取締役会において、存続会社の北米地域統括会社である NEC Corporation of America を通じて CSG Systems International, Inc. を買収することについて決議し、同社と本買収に係る合併契約を締結しました。

その後、NEC Corporation of America が米国に設立した特別目的会社と CSG Systems International, Inc. の合併（逆三角合併）の方法による買収が 2026 年 5 月 14 日に完了し、CSG Systems International, Inc. は存続会社の連結子会社となりました。

②存続会社は、NE S I Cホールディングス株式会社（以下「NE S I Cホールディングス」といいます。）と、当社の（ア）道府県、市町村及び特別区向け国内消防防災事業のうち保守事業並びに（イ）外局（本庁を除く）及び地方支分部局向け国内消防防災事業のうちプロダクト開発・製造事業及びサービス提供事業を除く事業を、吸収分割によりNE S I Cホールディングスに対して承継させることに関して、2025 年 12 月 1 日付で、吸収分割契約書を締結しました。

その後、この吸収分割の効力発生により、当社は、2026 年 4 月 1 日付で当社の当該事業をNE S I Cホールディングスに承継させました（なお、同日付で、NE S I Cホールディングスは、NE C ネットエスアイ株式会社（以下「NE C ネットエスアイ」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、当該事業をNE C ネットエスアイに承継させました。）。

③存続会社は、当社と、当社の大手企業及び官公庁向け事業のうち外食向け事業を除く事業を、吸収分割により存続会社に対して承継させることに関して、2026 年 2 月 2 日付で、吸収分割契約書を締結しました。その後、この吸収分割の効力発生により、当社は、2026 年 7 月 1 日付で当社の当該事業を存続会社に承継させました。

④存続会社は 2026 年 6 月 11 日に下記のとおり無担保社債の発行を決定し、2026 年 6 月 17 日に発行しました。

第 68 回無担保社債

- | | |
|---------|------------------------|
| 1. 発行総額 | 20,000 百万円 |
| 2. 発行価格 | 各社債の金額 100 円につき金 100 円 |
| 3. 利率 | 年 1.884% |
| 4. 払込期日 | 2026 年 6 月 17 日 |
| 5. 償還期限 | 2029 年 6 月 15 日 |

- 6. 償還金額 各社債の金額 100 円につき金 100 円
- 7. 資金の使途 借入金返済資金
- 8. 特約 社債間限定同順位特約

第 69 回無担保社債

- 1. 発行総額 30,000 百万円
- 2. 発行価格 各社債の金額 100 円につき金 100 円
- 3. 利率 年 2.319%
- 4. 払込期日 2026 年 6 月 17 日
- 5. 償還期限 2031 年 6 月 17 日
- 6. 償還金額 各社債の金額 100 円につき金 100 円
- 7. 資金の使途 借入金返済資金
- 8. 特約 社債間限定同順位特約

6. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項第 2 号）

(1) 当社は、存続会社と、当社の大手企業及び官公庁向け事業のうち外食向け事業を除く事業を、吸収分割により存続会社に対して承継させることに関して、2026 年 2 月 2 日付で、吸収分割契約書を締結しました。その後、この吸収分割の効力発生により、当社は、2026 年 7 月 1 日付で当社の当該事業を存続会社に承継させました。

(2) 当社は、NE S I Cホールディングスと、当社の SME 事業（中堅中小企業及び中小自治体向け事業のうち外食向け事業を除く事業をいいます。）を、吸収分割により NE S I Cホールディングスに対して承継させることに関して、2026 年 2 月 2 日付で、吸収分割契約書を締結しました。その後、この吸収分割の効力発生により、当社は、2026 年 7 月 1 日付で当社の当該を NE S I Cホールディングスに承継させました（なお、同日付で、NE S I Cホールディングスは、NE Cネクサソリューションズ株式会社（以下「NE Cネクサソリューションズ」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、当該事業を NE Cネクサソリューションズに承継させました。）。

7. 本合併の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

存続会社の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本合併後においても存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本合併後に存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておりません。従って、存続会社が当社から承継する債務については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

別紙 吸収合併契約書

次ページ以降をご参照ください。



吸収合併契約書

日本電気株式会社（以下「甲」という。）及びNECソリューションイノベータ株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

第2条 （合併をする会社の商号及び住所）

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：日本電気株式会社

住所：東京都港区芝五丁目 7 番 1 号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：NECソリューションイノベータ株式会社

住所：東京都江東区新木場一丁目 18 番 7 号

第3条 （合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主である甲に対して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第4条 （甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第5条 （合併が効力を生ずる日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 10 月 1 日とする。

但し、本合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙は協議の上合意することにより、効力発生日を変更することができる。

第6条 （株主総会の開催）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本合併を行うものとする。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本合併を行うものとする。

第7条 （会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。

第8条 （会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め協議し合意の上、これを行う。

第9条 （事情変更）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、甲乙協議の上合意することにより、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 （本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、法令に定められた関係官庁等の承認が得られない場合は、その効力を失う。

第11条 （準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 （協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

（以下余白）

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 7 月 1 日

甲： 東京都港区芝五丁目 7 番 1 号

日本電気株式会社

取締役代表執行役社長兼 CEO 森田 隆之



乙： 東京都江東区新木場一丁目 18 番 7 号

NECソリューションイノベータ株式会社

代表取締役 執行役員社長 岩井 孝夫

